

知財総合支援窓口における知財支援専門員の募集について

公益財団法人茨城中小企業振興公社では、知財支援専門員について、次の各項に基づき募集します。

1 身分・職務

公社嘱託員等取扱要綱別表「嘱託員の種類」の「嘱託等の第2種嘱託員」

2 募集人員

1名

3 業務内容

- (1) 知財総合支援窓口に関すること。
- (2) 課題等の解決を図るワンストップサービスの提供に関すること。
- (3) 知財専門家の活用に関すること。
- (4) 支援機関との連携に関すること。
- (5) 知的財産を有効に活用できていない中小企業等の発掘及び知的財産活用促進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるほか、理事長が必要と認めた業務に関すること。

4 応募資格

前記の業務に精通し、次の各号の条件を満たす人格及び見識に優れている者

- (1) 別紙1に記載の要件を満たす者
- (2) パソコンによるデータの収集及び作成等に支障がない者
- (3) 普通自動車運転免許を有する者

5 勤務条件

- (1) 給与額
日額 19,000 円
- (2) 勤務時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（正午から午後 1 時までには休憩時間）
- (3) 勤務日
公社就業規則第 10 条に規定された休日を除く日で、月 15 日以内とする。
- (4) 通勤手当
公社嘱託員等取扱要綱第 3 条により支給する。
- (5) 旅費
公社職員の給与等及び旅費に関する規程第 8 条により支給する。
- (6) 勤務期間
平成 30 年 4 月 1 日から原則として 1 年とする。ただし、予算の範囲内で最大 5 年とすることができる。
- (7) 社会保険等
 - ① 社会保険
加入しない。

- ② 雇用保険
加入する。
- ③ 労災保険
加入する。
- (8) 勤務場所
公益財団法人茨城県中小企業振興公社
(水戸市桜川二丁目 2 番 35 号 茨城県産業会館 9 階)
- (9) 守秘義務
業務上知り得た内容については、在職中及び退職後においても守秘義務を負う
ものとします。

6 選考方法

- (1) 一次審査
書類審査
- (2) 二次審査
面接審査

7 応募方法

次の書類に必要事項を記載のうえ、平成 30 年 3 月 15 日（木）までに下記の応募先に
郵送（当日の消印有効）又は持参してください。

なお、応募に要した書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 市販の履歴書（顔写真添付）
- (2) 職務経歴書

8 応募先

〒310-0801

水戸市桜川二丁目 2 番 35 号 茨城県産業会館 9 階

公益財団法人茨城県中小企業振興公社

新事業支援課（知財総合支援窓口） 担当：山内

TEL 029-224-5339

相談対応者に求められる要件

- 1 企業や支援機関等において知的財産に関わる部署に従事した実務経験を3年以上有する者、知的財産管理技能士又は弁理士試験合格者
- 2 本事業の目的等について理解していると判断される者
- 3 中小企業等への支援による地域の活性化等についての意欲を有していると判断される者
- 4 中小企業等が抱えている課題を的確に把握・整理する能力を有していると判断される者
- 5 別紙2に記載するような課題等を意識しながら、相談者からの相談内容に意欲を持って対応し、相談内容を正確に把握・分析し、解決策を提示することができる知見及び資質を有していると判断される者
- 6 課題等を解決に導くために、中小企業等の企業経営を理解し、中小企業等の経営者と適切にコミュニケーションを取りつつ、信頼関係等を構築することができる資質を有すると判断される者
- 7 公益財団法人茨城県中小企業振興公社や知財専門家、支援機関の担当者と適切にコミュニケーションを取りつつ、知財専門家や支援機関との連携など支援全体のマネジメント能力を有すると判断される者
- 8 知的財産に関する制度全般や中小企業向け支援施策への知識、特許等の産業財産権の電子出願を含む出願等手続に関する知見を有するとともに、職務発明制度の改正など、常に知的財産制度の最新情報を把握する意識を有すると判断される者
- 9 中小企業等との相談内容を支援内容報告シート等に適切にまとめて記載できる能力を有すると判断される者
- 10 秘密を保持すべき情報（未公開の技術情報、新規事業プランなど）を的確に把握し、秘密保持を確実に実施できる能力を有すると判断される者
- 11 法令で規定された弁護士、弁理士などの専権業務に抵触しないように留意しつつ、中小企業へのアドバイス等の支援を実施できる能力を有すると判断される者

知財総合支援窓口で支援する課題等

知財総合支援窓口では、様々な課題等に対してその場で（即時に）支援を行うほか、知財専門家の活用や支援機関との連携により支援を行いワンストップサービスの提供を行うこととする。

1 支援窓口においてその場で（即時に）解決支援を実施するもの

- (1) 中小企業等の企業経営における知的財産意識の動機付け
- (2) 知的財産権制度の概要説明
- (3) 特許出願などの手続に関するアドバイス等の支援（電子出願支援を含む。）
- (4) 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の検索に関するアドバイス等の支援
- (5) 知的財産に関する各種支援施策等の紹介・説明
- (6) 研究開発，事業化等に関する補助金等支援施策の紹介・説明

2 支援窓口において専門家を積極的に活用し支援を実施するもの

※秘密保持が必要になることに留意すること。

※(1)～(3)については，特許権（技術）のみならず，意匠権や商標権等についても考慮し，支援すること。

- (1) 類似技術等の調査に関するアドバイス等の支援
- (2) 研究開発テーマの選定（特許マップ作成等）に関するアドバイス
- (3) 発明提案書作成に関するアドバイス等の支援
- (4) 事業化プランの策定に関するアドバイス等の支援
- (5) ライセンス契約，技術移転等に関するアドバイス等の支援
- (6) 知的財産戦略策定に関するアドバイス等の支援
- (7) 営業秘密（ノウハウ）管理に関するアドバイス等の支援
- (8) 海外展開に関するアドバイス等の支援（外国出願助成制度等）
- (9) 模倣品・侵害訴訟対応に関するアドバイス等の支援，支援施策等の紹介
- (10) 知的財産に関する社内規定等の整備・改善に関するアドバイス等の支援

3 他の支援機関と積極的に連携してアドバイス等の支援を実施するもの

※秘密保持が必要になることに留意すること。

支援窓口において課題等の解決が困難な場合には，以下の方法などにより課題等の解決を図る。

- (1) 課題等の解決に適した支援施策を実施している地域の支援機関との相談の接続支援又は連携してアドバイス等の支援を実施
 - 中小企業の経営相談窓口「よろず支援拠点」等
- (2) 海外展開，営業秘密管理，知的財産戦略（権利化／秘匿化，オープン&クローズ戦略など）の解決に適した支援施策を実施している（独）工業所有権情報・研修館との相談の接続支援又は連携してアドバイス等の支援を実施
 - （独）工業所有権情報・研修館 海外知的財産プロデューサー
 - （独）工業所有権情報・研修館 知的財産戦略アドバイザー